

2013年7月25日 全15頁

# 公社債税制の抜本改正（法人投資家編）

2016年以後、課税玉と非課税玉の分断が解消される

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

## [要約]

- 2013年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年度税制改正法）が参議院にて可決・成立し、3月30日に公布された。また、関連する政省令の改正も行われている。本稿は、平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一体化（法人投資家に関連するもの）について解説する。
- 法人が利付債の利子を受け取る際に特別徴収されている、道府県民税利子割が廃止される。これに伴い、道府県民税法人税割からの道府県民税利子割の控除等も廃止される。
- 指定金融機関等が利付債の利子を受け取る場合、自己の保有期間にかかわらず、利子の全額が源泉徴収不適用となる。これにより、利付債の流通市場における「課税玉」と「非課税玉」の分断が解消されるものと考えられる。
- 普通法人等が利付債の利子を受け取った場合、自己の保有期間にかかわらず、源泉徴収された所得税額等の全額を法人税額等から控除できるようになる。
- 割引債の発行時の源泉徴収は廃止される。一方、一般社団法人等については、個人と同様に割引債の償還時の源泉徴収が行われる。この場合、「みなし償還差益」が用いられる場合と、実際の償還差益が用いられる場合とがある。
- これらの改正の施行日は、原則として平成28（2016）年1月1日である。

個人投資家の公社債税制については、下記レポートを参照。

拙稿「公社債税制の抜本改正（個人投資家編）〈訂正版〉」（2013年6月3日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130603\\_007262.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130603_007262.html)

## 1. 現在の法人投資家の公社債税制の概要（内国法人）

現在の法人投資家（内国法人）に対する公社債の税制は、法人の属性により、適用される税制が異なっている。大きく分けて、「源泉徴収なしの法人」と「源泉徴収ありの法人」の2つに分けられる。

「源泉徴収なしの法人」には、①指定金融機関等<sup>1</sup>、②一定の要件を満たす事業法人<sup>2</sup>、③公共法人等<sup>3</sup>がある。これらの法人は利付債の利子を受け取る際、所得税および復興特別所得税の源泉徴収・道府県民税利子割の特別徴収が免除される。

「源泉徴収ありの法人」には、④非営利型の一般社団法人等<sup>4</sup>、⑤非営利型でない一般社団法人等<sup>5</sup>、⑥普通法人等<sup>6</sup>がある。これらの法人は、利付債の利子を受け取る際、所得税および復興特別所得税の源泉徴収・道府県民税利子割の特別徴収が行われる。源泉徴収された所得税額等は法人税額等から控除するが、④非営利型の一般社団法人等においては、収益事業を行っていない場合は控除する法人税等が存在しないため、所得税額等の控除が行えないものとなっている。

これらをまとめると、次の図表1ようになる。なお、本レポートにおいては、法人等の種類をこれらの①～⑥の6種類に分類して解説を行う。

図表1 法人投資家（内国法人）の公社債税制の概要（現行）

現行税制			利付債の利子		割引債の償還差益	源泉徴収（特別徴収）された所得税額等の控除		法人税等の扱い
	本レポートでの記載	例示・説明	所得税・復興特別所得税	道府県民税利子割	所得税・復興特別所得税	所得税・復興特別所得税	道府県民税利子割	
源泉徴収なしの法人	① 指定金融機関等	銀行などの金融機関、証券会社などの金融商品取引業者など	保有期間分について源泉徴収免除 (①～③の法人で連続して保有されている場合は、保有期間の通算あり)	保有期間分について源泉徴収免除 (①～③の法人で連続して保有されている場合は、保有期間の通算あり)	発行時の源泉徴収あり（原則）18.378%	(原則として、源泉徴収・特別徴収が免除されるので適用しない)		全所得に対して法人税課税
	② 一定の要件を満たす事業法人	資本金等の額が1億円以上であることなどについて、振替機関等の営業所の長の確認を受けた法人						
	③ 公共法人等	公益社団法人、公益財団法人など所得税法別表第一に掲げられる「公共法人等」						
源泉徴収ありの法人	④ 非営利型の一般社団法人等	一般社団法人（非営利型法人）、一般財団法人（非営利型法人）、人格のない社団等	源泉徴収あり（15.315%）	特別徴収あり（5%）	発行時の源泉徴収あり（原則）18.378%	収益事業を原資とする場合は保有期間分について法人税額等から控除、収益事業を原資としない場合は控除する法人税等がないため控除できない		収益事業に対して法人税課税（収益事業を原資としない場合、利子・償還差益等（非課税））
	⑤ 非営利型でない一般社団法人等	一般社団法人・一般財団法人のうち「非営利型法人」でないもの						
	⑥ 普通法人等	上記①～⑤に該当しない法人等						

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>1</sup> 銀行などの金融機関および証券会社などの金融商品取引業者など

<sup>2</sup> 資本金等の額が1億円以上であることなどについて、振替機関等の営業所の長の確認を受けた法人

<sup>3</sup> 所得税法別表第一に掲げられる「公共法人等」に該当し、利子の源泉徴収不適用を受けられる法人

<sup>4</sup> 一般社団法人（非営利型法人）・一般財団法人（非営利型法人）、人格のない社団等など利子について所得税等は課税されるが、収益事業を原資としない場合、法人税等は課税されない内国法人

<sup>5</sup> 一般社団法人・一般財団法人のうち非営利型法人でないもの

<sup>6</sup> 本レポートでは、指定金融機関等、一定の要件を満たす事業法人、公共法人等、非営利型の一般社団法人等、非営利型でない一般社団法人等のいずれにも該当しない法人等を普通法人等と呼ぶ。

## 2. 改正後の法人投資家の公社債税制の概要（内国法人）

平成 28 年 1 月 1 日以後、法人投資家（内国法人）の公社債税制は以下のように改正される。

以下、本レポートで 3. ～10. で内国法人に対する公社債税制の改正について順に解説する。外国法人・非居住者に対する公社債税制の改正については、11. で解説する。

図表 2 法人投資家（内国法人）の公社債税制の概要（平成 28 年 1 月 1 日以後）

平成28年1月1日以後の税制			利付債の利子		割引債の償還差益	源泉徴収(特別徴収)された所得税額等の控除		法人税等の扱い
	本レポートでの記載	例示・説明	所得税・復興特別所得税	道府県民税利子割	所得税・復興特別所得税	所得税・復興特別所得税	道府県民税利子割	
①	源泉徴収なしの法人	指定金融機関等	利子の全額について源泉徴収免除	特別徴収を廃止	源泉徴収なし	(原則として、源泉徴収が免除されるので適用しない)	道府県民税法人税割からの控除を廃止	全所得に対して法人税課税
②		一定の要件を満たす事業法人						
③		公共法人等						
④	源泉徴収ありの法人	非営利型の一般社団法人等	源泉徴収あり(15.315%)	特別徴収を廃止	償還時の源泉徴収あり(15.315%)	収益事業を原資とする場合は源泉徴収された全額について法人税額等から控除、収益事業を原資としない場合は控除する法人税等がないため控除できない	道府県民税法人税割からの控除を廃止	収益事業に対して法人税課税(収益事業を原資としない場合、利子・償還差益等(非課税))
⑤		非営利型でない一般社団法人等						
⑥		普通法人等						
本レポートにおける説明			4.	3.	8.	5.	3.	

(注) 網掛けの部分が改正点である。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## 3. 法人に対する道府県民税利子割の廃止

現在、法人が利付債の利子を受け取る場合、所得税および復興特別所得税（15.315%）の源泉徴収および道府県民税利子割（5%）の特別徴収（計 20.315%の源泉徴収）が行われている。利子に対して特別徴収された道府県民税利子割については、道府県民税法人税割からの控除や充当・還付等を受けることにより調整が行われている。

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等について、利子等の支払を受ける者が法人である場合、道府県民税利子割（5%）の特別徴収が廃止され、源泉徴収税率は 15.315%となる。

道府県民税法人税割からの利子割の控除や充当・還付等については平成 27 年 12 月 31 日以前に支払を受けるべき利子等について、その支払を受けるべき日の属する事業年度まで適用され、以後廃止となる。

「非営利型の一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の④）においては、利子について所得税等は課税されるが、非営利事業を原資とする場合については、法人税等は課税されない。非営利事業を原資とする場合、「非営利型の一般社団法人等」とっては、平成 28 年 1 月 1 日以後、利

子に対する税負担が 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、道府県民税利子割 5%）から 15.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%）に軽減されることになる。

「普通法人等」（図表 1・図表 2 の⑥）においては、現在、特別徴収された道府県民税利子割は、道府県民税法人割からの控除や充当・還付等を受けているが、平成 28 年 1 月 1 日以後は特別徴収が廃止される。

普通法人等が利払期中途で利付債を購入した場合は、特別徴収される道府県民税利子割のうち自己の保有期間分だけしか道府県民税法人税割からの控除を行えないため、現在、5.で後述する所得税額控除と同様に、道府県民税利子割と道府県民税法人税割等の二重課税の問題が生じている。改正後は、そもそも道府県民税利子割の特別徴収がなくなるため、この二重課税の問題が解消される。

#### 4. 指定金融機関等・公共法人等・一定の要件を満たす事業法人の受取利子の源泉徴収不適用

##### (1) 全額源泉徴収不適用

「指定金融機関等」（図表 1・図表 2 の①）・「一定の要件を満たす事業法人」（同②）・「公共法人等」（同③）が保有し振替口座簿に記載または記録されている公社債について、利払いを受けるときは、所得税等（所得税および道府県民税利子割）の源泉徴収が免除される。

現在、受取利子の全額について所得税等の源泉徴収が免除されるのは、利子の計算期間の全てについて「源泉徴収なしの法人」（図表 1・図表 2 の①～③）のいずれかが保有していた場合に限られ、利子の計算期間のうち一部でも個人または「源泉徴収ありの法人」（同④～⑥）が保有していた期間がある場合には、按分計算による所得税等の源泉徴収が行われる。

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等からは、金融機関等が振替口座簿に記載または記録されている公社債について、利払いを受けるときは、その保有期間にかかわらず、受取利子の全額が源泉徴収不適用となる。

##### (2) 一定の要件を満たす事業法人の源泉徴収不適用期間の改正

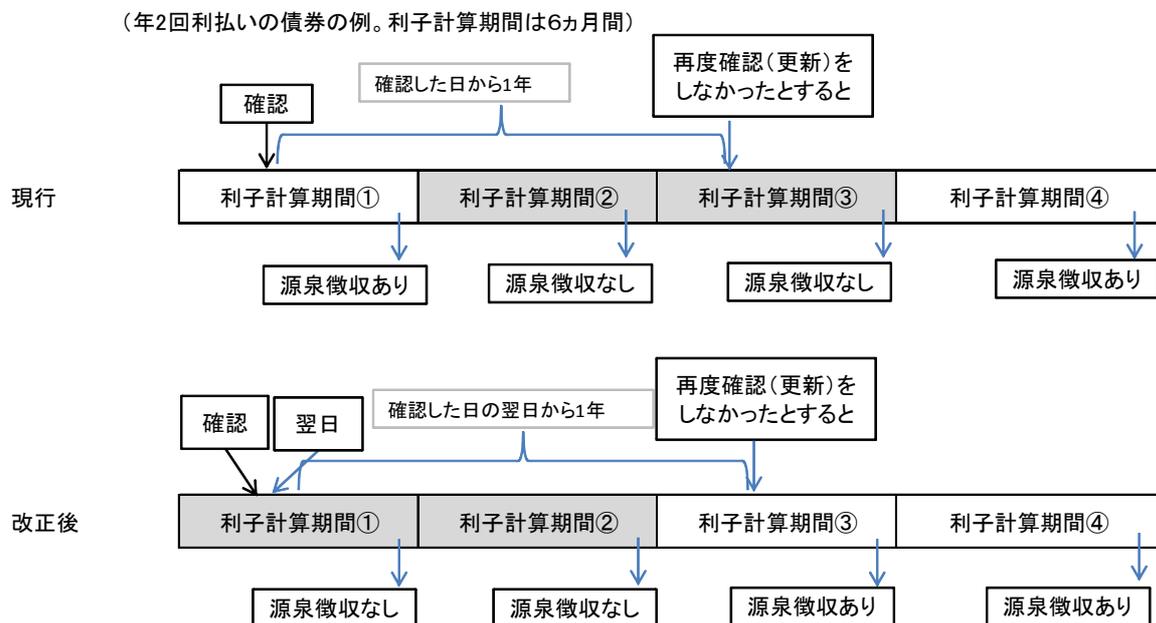
「一定の要件を満たす事業法人」（図表 1・図表 2 の②）について源泉徴収不適用とする期間について、次の改正が行われる。

現行では、事業法人が、資本金等の額が 1 億円以上であることなどについて、振替機関等の営業所の長が 確認した日（以後、「確認した日」）以後 1 年を経過する日までの期間内に開始する公社債の利子等の計算期間に対応するものについて、源泉徴収不適用となっている。

改正後は、「確認した日」の翌日から同日以後 1 年を経過する日までの期間内に支払を受け るべき公社債の利子等について、源泉徴収不適用となる。

この改正点を図示すると、次の図表 3 のようになる。

図表3 一定の要件を満たす事業法人の利子の源泉徴収不適用



(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

現行では、「確認した日」以後1年を経過する日までの期間内に開始する公社債の利子等の計算期間に対応するものが、源泉徴収不適用となるため、「確認した日」より前に既に利子計算期間が開始している分(図表3の利子計算期間①)の利子については、源泉徴収される。

改正後は、「確認した日」の翌日以後1年を経過する日までの期間内に支払を受けるべき公社債の利子等が源泉徴収不適用となるため、「確認した日」より前に利子計算期間が開始している分(図表3の利子計算期間①)の利子についても源泉徴収不適用となる。

なお、「確認した日」の翌日以後1年を経過する日までの間に再度の確認(更新)をしなかったとすると、1年の期限切れ直後からの利払いについて源泉徴収が行われるようになる(図表3の利子計算期間③)。

## 5. 普通法人等の受取利子の所得税額控除の改正

### (1) 普通法人等・非営利型でない一般社団法人等の場合(現行制度)

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等から、自己の保有期間にかかわらず、源泉徴収された所得税額(および復興特別所得税額)の全額を所得税額控除できるように改正される。

現行制度では、「源泉徴収ありの法人」(図表1・図表2の④～⑥)が受け取った利子について源泉徴収された所得税額(および復興特別所得税額)については、自己が保有していた期間分に限り法人税額(および復興特別法人税額)から所得税額控除ができる。道府県民税利子割についても同様である。

利払期間の途中で利付債を取得すると、自己が保有していなかった期間分については所得税

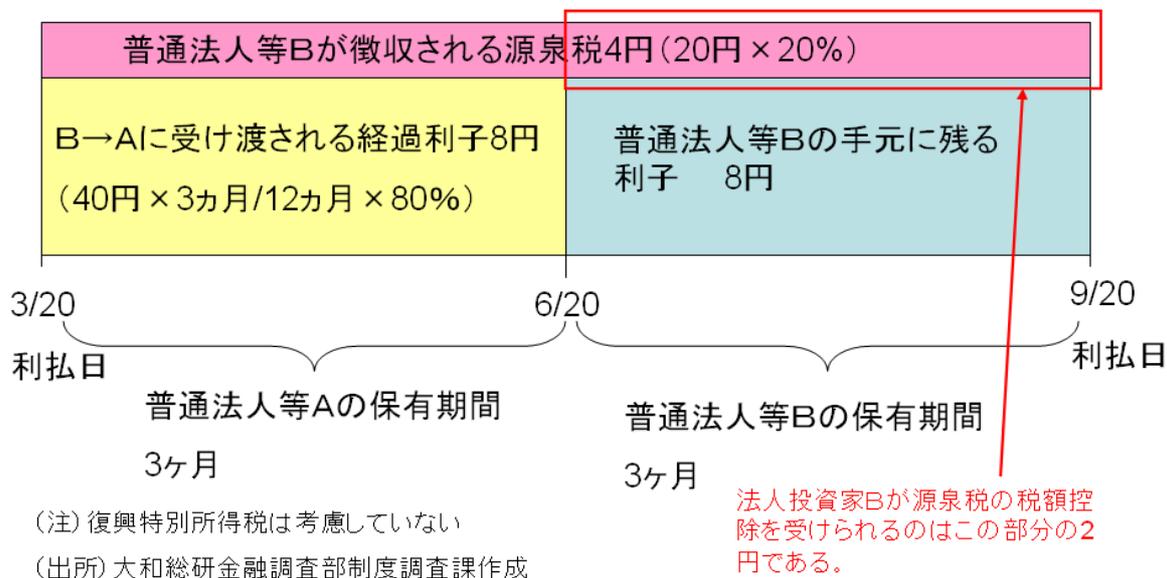
額等の控除が行えない。

この影響を、売買が「普通法人等」（図表 1・図表 2 の⑥）の間で行われた場合で考える<sup>7</sup>。買い手が利払いを受ける際には、保有期間ではなく、利払期間全期間分の源泉税（所得税等）を徴収されるのに対して、この所得税等の法人税等からの控除は保有期間分しか行えないとすると、非保有期間分の所得税等は法人税等に上乗せして余計に支払っていることになる。しかし、買い手が売り手に支払う経過利子（これは買い手が保有していなかった期間分に相当）は、この源泉税相当額だけ少なく支払われる。これによって、買い手は法人税等から控除できない所得税等の分を調整することができる。

しかし、売り手側が買い手から受け取る経過利子は、源泉税相当額分少なくなるが、これは所得税等ではないため、法人税等から控除することができない。したがって、売り手が受け取る経過利子については法人税等と所得税等が実質的に二重に課されることになる。売り手はその分、高い単価で買い手に販売していることも考えられるが、その場合は、買い手のコストも増加することになる。このため、普通法人等のような利子に対して源泉税が課される法人間の売買の場合は、利払い期と利払い期の間の売買は回避される傾向がある。

例えば、3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率4%）を、6月20日に普通法人等Aが普通法人等Bに受け渡した場合を示したものが図表4である。

図表 4 税額控除の対象となる源泉税額（現行制度）



図表 4 を見るとわかる通り、買い手の普通法人等 B は 9 月 20 日に 20 円 (1,000 円 × 4% × 6 ヵ月/12 ヵ月) の利子の支払いを受けるが、うち 20% (計算の便宜上、復興特別所得税は考慮しない) の 4 円は源泉徴収され、手取りは 16 円となる。

<sup>7</sup> このほか、普通法人等と個人との取引などにおいても、同様の問題が生じる。

普通法人等 B が源泉徴収された源泉税 4 円のうち、法人税等から控除できるのは自己の保有期間分に相当する源泉税の 2 円だけである。しかし、売り手の普通法人等 A に支払う経過利子は、10 円 ( $1,000 \text{ 円} \times 4\% \times 3 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}$ ) から源泉税相当額 2 円 ( $= 10 \text{ 円} \times 20\%$ ) を減額した 8 円である。その結果、法人投資家 B が受け取る利子は、10 円 ( $= 16 \text{ 円} - 8 \text{ 円} + 2 \text{ 円}$ ) となる。法人税等は、10 円に対して課される<sup>8</sup>が、所得税等との二重課税は調整される。

他方で、売り手の普通法人等 A は、経過利子として 8 円しか受け取ることができず、自己が保有していた期間に相当する源泉税相当額の 2 円は、所得税等そのものではないため、法人税等から控除できない。さらにこの 8 円に対して法人税等が課され、実質的に所得税等と法人税等が二重課税となっている。

## (2) 普通法人等・非営利型でない一般社団法人等の場合（改正後）

平成 28 年 1 月 1 日以後においては、利払期間の途中で「源泉徴収ありの法人」が利付債を購入した場合、受取利子の全額について所得税（および復興特別所得税）の源泉徴収が行われる一方で、その所得税額（および復興特別所得税額）はすべて法人税額（および復興特別法人税額）から控除できるようになる<sup>9</sup>。

これに伴い、経過利子について所得税額等を控除せずに全額を受け渡すようルール改正が行われる（6. で後述）。

このため、改正後は普通法人等にとってあくまで源泉所得税は仮払いであり、利払期間の途中で利付債を売却した場合でも、所得税等と法人税等の二重課税の問題はなくなる。また、「売り手」の側に二重課税の問題がなくなるため、「買い手」の側にその負担が転嫁されることもなくなる。

「非営利型でない一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の⑤）においても、所得税・法人税ともに普通法人等と同様の扱いになるため、改正により所得税と法人税の二重課税の問題はなくなる。

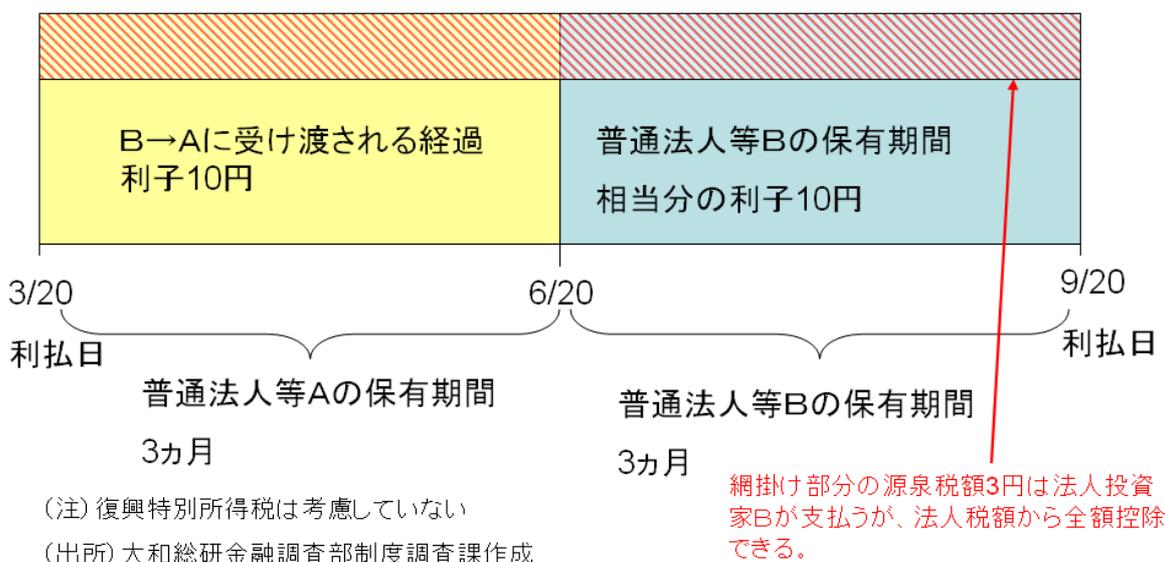
図表 4 と同様に、例えば、3 月 20 日と 9 月 20 日に利払いが行われる利付債（額面 1,000 円、表面利率 4%）を、6 月 20 日に普通法人等 A が普通法人等 B に受け渡した場合の改正後の姿を示したものが次のページの図表 5 である。

図表 5 を見るとわかる通り、買い手の普通法人等 B は 9 月 20 日に 20 円 ( $1,000 \text{ 円} \times 4\% \times 6 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}$ ) の利子の支払いを受けるが、うち 15%（所得税のみ。なお、計算の便宜上、復興特別所得税は考慮しない）の 3 円が源泉徴収され、手取りは 17 円となる。

<sup>8</sup> 経過利子を前払金として処理し、利払い時に控除する場合。なお、経過利子を取得価額に含める場合は、譲渡益・償還益から控除される。

<sup>9</sup> 道府県民税利子割の特別徴収は廃止される（3. で前述）。

図表 5 税額控除の対象となる源泉税額（改正後）



ただし、この源泉税 3 円は法人税から全額控除できる。売り手の普通法人等 A に支払う経過利息は、10 円（1,000 円×4%×3 ヶ月/12 ヶ月）である。源泉税相当額 1.5 円（＝10 円×15%）は減額しない（6. で後述）。その結果、法人投資家 B が受け取る利息は、10 円（＝17 円－10 円＋3 円）となる。法人税等は、10 円に対して課される<sup>10</sup>が、所得税等との二重課税は調整される。

他方で、売り手の普通法人等 A は、経過利息として 10 円を受け取る。この 10 円に対して法人税等が課され、所得税等と法人税等との二重課税は生じない。

このように、改正後は、買い手の普通法人等 B にとっても売り手の普通法人等 A にとっても、所得税等と法人税等の二重課税が生じなくなることがわかる。

### (3) 非営利型の一般社団法人等の場合

「非営利型の一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の④）は、収益事業を行っていない場合控除する法人税等が存在しないため、所得税額等の控除が行えない。この場合は源泉所得税が実質的な負担となるが、これは改正の前後で変わらない。ただし、改正後は道府県民税利息割の負担はなくなる（3. で前述）。

## 6. 経過利息の受け渡し方法の改正

### (1) 税相当額の控除の廃止

平成 28 年 1 月 1 日以後は、日本証券業協会や東京証券取引所などの規定が改正され、経過利

<sup>10</sup> 経過利息を前払金として処理し、利払い時に控除する場合。なお、経過利息を取得価額に含める場合は、譲渡益・償還益から控除される。

子の受け渡しの際の税相当額の控除が行われなくなる予定である。

現在、個人や「源泉徴収ありの法人」（図表1・図表2の④～⑥）が指定金融機関等（同①）と既発の利付債の売買を行い、経過利子の受け渡しを行う際には、税相当額（現在は20.315%）の控除を行うことが日本証券業協会や東京証券取引所などの規定で定められている。

指定金融機関等（図表1・図表2の①）が個人や「源泉徴収ありの法人」（同④～⑥）から利付債を買い取った場合、利払期が来て利子を受け取る際に、個人や普通法人等が保有していた期間分については所得税等の源泉徴収が行われるため、その所得税等の負担を転嫁するため、経過利子から税相当額の控除が行われている。

また、普通法人等（図表1・図表2の⑥）が利付債の「買い手」となった場合、次回の利子を受け取る際に、「売り手」が保有していた期間分も含めて所得税等の源泉徴収が行われる一方で、自己が保有していない期間分については所得税額等の控除の対象とならない。このため、経過利子からの税相当額の控除はこの分の調整の意味合いも持っている。

4. で述べた通り、平成28年1月1日以後は、「源泉徴収なしの法人」（図表1・図表2の①～③）は自己の保有期間にかかわらず、受取利子の全額の所得税額の源泉徴収が免除される。また、5. で述べた通り、平成28年1月1日以後は、「買い手」の普通法人等は自己の保有期間にかかわらず、所得税額全額について所得税額控除の対象となる。

このため、平成28年1月1日以後は、経過利子から税相当額の控除を行う必要がなくなる。

## (2) 非営利型の一般社団法人等の場合

「非営利型の一般社団法人等」（図表1・図表2の④）は、前述の通り、収益事業を行っていない場合控除する法人税等が存在しないため、所得税額等の控除が行えない場合がある。

ただし、収益事業を行っていない「非営利型の一般社団法人等」の場合は、利払いの直前に他の法人や個人に利付債を売却し「経過利子」を受け取るようにすれば、利子にかかる所得税額相当額を負担しなくてよいことになるものと考えられる<sup>11</sup>。

現在は、「非営利型の一般社団法人等」が、利払いの直前に他の法人や個人に利付債を譲渡しても、経過利子については税相当額の控除が行われるため、手取り金額は自身で利子を受け取る場合とほぼ同じになる（ただし、利付債の価格の変動および手数料等は考慮していない）。しかし、平成28年1月1日以後は、経過利子からの税相当額の控除が行われなくなるため、自身で利子を受け取るより、経過利子を受け取った方が手取り金額が多くなるものと考えられる（ただし、利付債の価格の変動および手数料等は考慮していない）。

<sup>11</sup> もっとも、予め買い戻す意図で売却した場合は、クロス取引とみなされ、売却損益計上は否認されうる。あるいは「売買目的」とみなされ、同様の管理をしている債券を含めて評価損益の計上（課税）が求められる可能性がある。

## 7. 「課税玉」と「非課税玉」の分断の解消

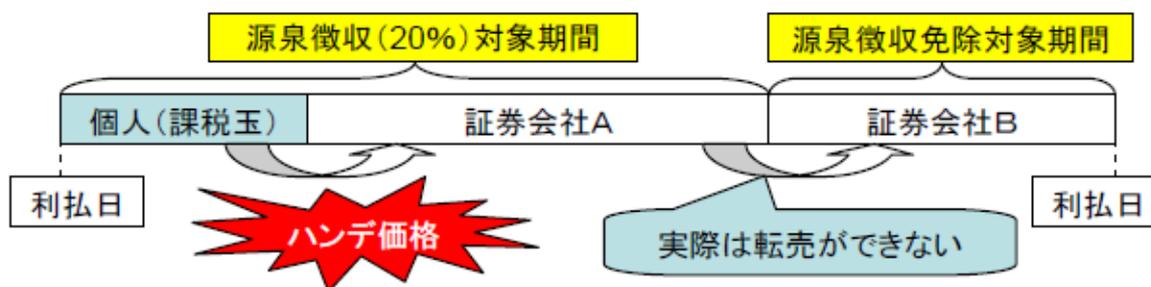
現在のところ、利付債の取引は、「課税玉」と「非課税玉」に分断されている。

「課税玉」は、利子の計算期間中に個人または「源泉徴収ありの法人」（図表1・図表2の④～⑥）に保有されたことがある、または保有されている利付債であり、「非課税玉」は「源泉徴収なしの法人」（同①～③）に保有されている利付債である。

「課税玉」を「源泉徴収なしの法人」の間で譲渡した場合、法律上は他の「源泉徴収なしの法人」が保有していた期間の分も含めて、所得税等の源泉徴収が免除される分の按分計算が行われることになっている。

しかし、金融庁の資料<sup>12</sup>では、「実務上、証券会社Aが保有していた期間の情報を証券会社Bに引き継げない」ために、「利払日前に当該債券を証券会社Bに転売してしまうと本来源泉徴収の必要がない証券会社Aの保有していた部分まで源泉徴収の対象」になるとしている。この問題があるため、「当該債券は、利払日まで他の証券会社に転売できないことを前提に売却されるため、市場価格より低い価格（ハンデ価格）で売買されている現状」があるとされる。

図表6 課税玉を証券会社間で譲渡した場合



(筆者注) この資料は復興特別所得税導入前に作成されたものである。

(出所) 金融庁「証券税制について」（平成22年5月31日）

改正後は、利払時に「源泉徴収なしの法人」が利付債を保有していれば、すべて源泉徴収が免除されるため、「課税玉」と「非課税玉」を区別する必要がなくなる。さらに、本レポート5.および6.で述べた効果もあり、市場の分断は解消されるものと考えられる。

## 8. 割引債の源泉徴収の方法の変更

### (1) 発行時の源泉徴収の廃止

現在、割引債については、償還差益に対して、発行時に、原則税率18.378%（所得税および復興特別所得税18.378%）の源泉徴収が行われている<sup>13</sup>。この発行時源泉徴収は平成28年1月

<sup>12</sup> 金融庁「証券税制について」（平成22年5月31日）より引用。

<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryou/20100602/04.pdf>

<sup>13</sup> ただし、発行総額1億円以上、償還年限1年以内、保有・償還が法人に限定されている等の要件を満たす「短期公社債」については発行時源泉徴収不適用とされている。

1 日以後発行される割引債について、廃止される。

## (2) 償還時の源泉徴収の対象となる内国法人の範囲

平成 28 年 1 月 1 日以後に償還される割引債について、平成 27 年 12 月 31 日までに発行されたものを除き、償還差益に対して、償還時に源泉徴収が行われる。

償還時に源泉徴収となる割引債とは、割引債のほか分離元本公社債、分離利子公社債、「利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものとして財務省令で定めるもの」<sup>14</sup>が含まれる。

個人においては、償還時に償還差益に対し税率 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉徴収が行われる。

内国法人においては、償還時に源泉徴収が行われるのは、下記の法人に限られる。

- ・一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人および公益財団法人を除く）
- ・人格のない社団等
- ・法人税法以外の法律によって法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの

「政令で定めるもの」には、下記の法人が指定されている。

- ・認可地縁団体      ・管理組合法人      ・団地管理組合法人      ・法人である政党等
- ・防災街区整備事業組合      ・特定非営利活動法人      ・マンション建替組合

法人について源泉徴収が行われる場合の源泉徴収税率は 15.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%）である。

これらの割引債の償還時源泉徴収が行われる内国法人の範囲は、本レポートの表記では「非営利型の一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の④）および「非営利型でない一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の⑤）に該当する。

「公共法人等」（図表 1・図表 2 の③）においては、利付債の利子について所得税の源泉徴収を免除されていることに合わせ、割引債の償還差益についても所得税を課さないこととするものと考えられる。

「普通法人等」（図表 1・図表 2 の⑥）・「指定金融機関等」（図表 1・図表 2 の①）・「一定の要件を満たす事業法人」（図表 1・図表 2 の②）においては、割引債の償還差益については法人税の計算において益金算入されるため、所得税を源泉徴収する必要がないものと考えられ

<sup>14</sup> 発行から償還までの期間に応じて、利率が 0.1%未満（7 年未満）～0.5%未満（15 年以上）の公社債が定められている。

る。

「非営利型の一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の④）においては、収益事業以外から生じた所得については法人税が課税されないため、収益事業を行っていない場合は法人税が課税されない。このため、割引債の償還差益について所得税を課さないこととすると、利子について所得税が源泉徴収される利付債に比べて割引債が課税上有利になるものと考えられる。このため、割引債の償還差益について源泉徴収を行うものと考えられる。

なお、「非営利でない一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の⑤）においては、普通法人等と同様にすべての所得に対して法人税が課税されるため、普通法人等と同様に割引債の償還時源泉徴収を行わなくてよいものとも考えられる。しかし、源泉徴収を行う割引債の発行会社の立場から考えると、利子を受け取る一般社団法人（および一般財団法人）が非営利型法人であるか否かを判別するのは事務処理上の負担が大きいものと考えられる。このため、一般社団法人（および一般財団法人）においては、非営利型法人であるか否かにかかわらず一律に源泉徴収を行う取扱いになったものと考えられる。

### (3) 源泉徴収が行われる場合の税額の計算

割引債の償還時に源泉徴収が行われる場合、原則として次のみなし償還差益に税率 15.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%）を乗じて源泉徴収が行われる。

図表 7 みなし償還差益

発行から償還までの期限が1年以内の割引債	償還金額の 0.2%
発行から償還までの期限が1年超の割引債	償還金額の 25%
分離利子公社債	

ただし、当該源泉徴収が行われる法人が口座管理機関である証券会社等と割引債の取得価額を管理する契約を締結し、当該割引債の取得価額が管理されている場合は、みなし償還差益ではなく実際の償還差益に税率 15.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%）を乗じて源泉徴収が行われる。

### (4) 証券会社等が支払事務の取扱いをする場合

平成 28 年 1 月 1 日以後において、国内において支払われる割引債の償還金で証券会社等がその支払事務の取扱いをするものについては、当該証券会社等が上記の源泉徴収を行う。

平成 28 年 1 月 1 日以後において、国外において発行された割引債の償還金で国外において支払われるものについて、国内の証券会社等がその支払事務の取扱いをするものについても、当該証券会社等が源泉徴収を行う。

## (5) 公共法人等の償還時還付制度の廃止

「公共法人等」（図表 1・図表 2 の③）は、現在、割引債の発行時に源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額のうち、自己の保有期間分について、償還時に源泉徴収額が還付される制度がある。

利付債については公益法人等について利子の受取時に源泉徴収不適用とする制度があるが、割引債については発行時に取得者にかかわらず源泉徴収が行われている。このため、公共法人等については割引債の償還時に所得税額を還付している。

この償還時の還付制度は、割引債の発行時源泉徴収の廃止に伴い、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された割引債の償還については存続し、平成 28 年 1 月 1 日以後に発行された割引債の償還については適用されなくなる。

## 9. 支払調書制度の改正

### (1) 受領者の告知

現在、内国法人が利付債の利子および割引債の償還金（買入消却を含む）を受けるときに、原則としてその支払の確定する日までに、支払事務の取扱者にその名称および住所を告知し、その際に法人の登記事項証明書など一定の確認書類を提示して本人確認を受ける必要がある<sup>15</sup>。

一方で、内国法人が利付債や割引債を譲渡するとき、利付債の元本の償還を受けるときについては、受領者の告知は必要とされていない。

平成 28 年 1 月 1 日以後は、利付債の元本の償還を受けるとき、利付債・割引債を譲渡するとき<sup>16</sup>についても、受領者の告知が必要となる。

### (2) 支払調書

現在、内国法人が利付債および割引債の利子を受けるとき、所轄の税務署に支払調書が提出されている。また、無記名式割引債（政令で定めるもの）については、内国法人が償還金を受けるときに、所轄の税務署に支払調書が提出されている。この無記名割引債の支払調書制度は平成 27 年 12 月 31 日以前に行われる償還について適用し、以後、廃止される。

平成 28 年 1 月 1 日以後は、利付債の利子について「一定の要件を満たす事業法人」が本レポート 4. で前述した源泉徴収不適用とするときは、支払調書の提出が不要となる。

平成 28 年 1 月 1 日以後の償還から、「非営利型の一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の④）および「非営利型でない一般社団法人等」（図表 1・図表 2 の⑤）が受ける割引債<sup>17</sup>の償還金に

<sup>15</sup> 無記名の公社債の利子を受け取る際には、告知書の提出とともに本人確認書類を提出しなければならない。

<sup>16</sup> 譲渡が国内において行われ、譲渡の相手方が法人（銀行・証券会社等を含む）である場合に限る。

<sup>17</sup> 分離元本公社債、分離元本公社債、分離利子公社債、「利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いも

ついて、支払調書が提出される。

## 10. 外国所得税との二重課税調整方法の変更

外国公社債等の利子について、外国で源泉税が徴収された場合、現行では、外国での徴収税額と合わせて復興特別所得税加算前で 20%となるように国内での徴収分が調整されている（差額徴収方式）<sup>18</sup>。

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき利子等から、国外発行の特定公社債<sup>19</sup>の利子の二重課税の調整方法は、差額徴収方式が行われなくなる。したがって、国外発行の特定公社債等の利子について外国で課税された金額がある場合、すべて法人税等における外国税額控除で調整を行うことになる。

これに対して、国外発行の一般公社債（特定公社債でない公社債）の利子の二重課税の調整は、平成 28 年 1 月 1 日以後も、従来通り、差額徴収方式により行う。

## 11. 非居住者・外国法人が受け取る公社債の利子・償還差益等の扱い

### (1) 公社債の利子に対する課税

非居住者および外国法人については、国内源泉所得について所得税および復興特別所得税が課税される。

公社債の利子に関しては、国債・地方債、内国法人発行の社債などが国内源泉所得として所得税等の課税対象とされ、原則として、所得税および復興特別所得税の源泉徴収（税率 15.315%）が行われている。なお、非居住者および外国法人は、現在においても道府県民税利子割の特別徴収は行われていない。

ただし、非居住者および外国法人が、非課税適用申告書の提出などの所定の手続きを行った場合、振替国債・振替地方債・振替社債等の利子等について所得税および復興特別所得税が非課税となる。このうち、振替社債等の利子等については、平成 25 年度税制改正の前までは適用期限が平成 25 年 3 月 31 日までとされていたが、平成 25 年度税制改正により期限が撤廃（恒久化）された。

この手続きを行った場合、非課税の対象となる利子は、現在は自己が保有していた期間分に限られている。平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等からは、自己が保有していた

---

のとして財務省令で定めるもの」も含まれる（償還時の源泉徴収が行われる公社債の範囲と同じである）。

<sup>18</sup> 差額徴収方式においては、外国所得税額を控除後の所得税額に対して 2.1%の復興特別所得税が課税されるため、復興特別所得税込みの税率が 20.315%とならない場合がある。

<sup>19</sup> 外国発行の特定公社債とは、外国国債、外国地方債、外国法人が発行し、または保証する債券で一定のものなど。特定公社債の定義について、詳しくは拙稿「公社債税制の抜本改正（個人投資家編）〈訂正版〉」（2013 年 6 月 3 日）を参照。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130603\\_007262.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130603_007262.html)

期間分に限らず、全額について非課税とされる。

## (2) 割引債の償還差益に対する課税

割引債の償還差益については、現在、非居住者および外国法人が取得した場合においても、発行時の所得税および復興特別所得税の源泉徴収（原則税率 18.378%）が行われている。発行時の源泉徴収は、平成 28 年 1 月 1 日以後に発行される割引債について廃止される。

平成 28 年 1 月 1 日以後に償還される割引債について、平成 27 年 12 月 31 日までに発行されたものを除き、償還差益に対して、償還時の源泉徴収（償還差益に対し、所得税および復興特別所得税 15.315%）が行われ、非居住者・外国法人もこの源泉徴収の対象となる。

なお、償還時の源泉徴収の対象となるのは個人（居住者および非居住者）および内国法人（8. で述べたものに限る）においては、国内発行の割引債および外国発行の割引債のうち国内の支払の取扱者を通じて受け取るものであるが、外国法人においては国内発行の割引債に限られる。

源泉徴収が行われる場合、非居住者・外国人においては、実際の償還差益ではなく、「みなし償還差益」（図表 4 参照）に基づいて源泉徴収が行われる<sup>20</sup>。

平成 28 年 1 月 1 日以後、振替割引債の償還差益の非課税制度が設けられる。非居住者および外国法人が、非課税適用申告書の提出などの所定の手続きを行った場合、振替国債・振替地方債・振替社債等の利子等の非課税の規定と同様に、振替割引債の償還時の償還差益について所得税および復興特別所得税が非課税となる。

【以上】

<sup>20</sup> 非居住者は居住者と異なり、特定口座を保有することができないため、特定口座内で保有する割引債についての源泉徴収の規定は適用されない。証券会社等と割引債の取得価額を管理する契約を締結し、当該割引債の取得価額が管理されている場合に、実際の償還差益に基づいて源泉徴収をする規定の適用対象は、内国法人に限定されている。